

津市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

令和元年9月30日訓第7号

津市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱（平成28年津市訓第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者等が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用を図るために、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (2) 施設等利用給付認定保護者 法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (3) 特定教育・保育等 法第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (4) 特定子ども・子育て支援 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子ども（満3歳以上の者に限る。以下同じ。）に対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号に規定する事業に該当するものを除く。以下同じ。）をいう。
- (5) 実費徴収額 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の

基準に関する条例（平成26年津市条例第22号）第13条第4項各号及び第43条第4項各号に掲げる費用をいう。

（名称）

第3条 第1条の補助金は、「実費徴収に係る補足給付事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 補助金は、本市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「交付対象者」という。）に対し、これを交付するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する教育・保育給付認定保護者

(2) 特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次のアに該当するもの又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいるもの

ア 補助金の交付を受けようとする年度（4月から8月の利用分にあっては、交付を受けようとする前年度。以下「交付対象年度」という。）における施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者

イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（補助金の額）

第5条 補助金は、次の各号に掲げる実費徴収額の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算の範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 食材料費以外の実費徴収額（第4条第1号に該当する教育・保育給付認定保護者に限る。） 子ども1人当たり月額2,500円（交付対象者が支払うべき当該実費徴収額が2,500円に満たない場合は、当該実費徴

収額)

- (2) 副食の提供に係る実費徴収額（第4条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者に限る。）子ども1人当たり月額4,500円（交付対象者が支払うべき当該実費徴収額が4,500円に満たない場合は、当該実費徴収額）

（補助金の交付申請等に関する委任）

第6条 特定教育・保育施設又は法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者である認定こども園若しくは幼稚園の園長等（以下「園長等」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の委任を受けた場合は、補助金の交付申請、請求、受領等に関する事務を当該申請者に代わって行うことができる。

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、実費徴収額を支払った年度の末日までとする。

（添付書類）

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 生活保護法による被保護世帯に属する者であることを証する書類（第4条第1号に該当する教育・保育給付認定保護者に限る。）
- (2) 市町村民税に係る課税証明書、納税通知書の写しその他の課税情報を証する書類（第4条第2号に該当する施設等利用給付認定保護者に限る。）
- (3) 交付対象年度に支払った実費徴収額を証する書類

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和元年10月1日から施行する。